

ホームピカイチ

ホームライフ総合保険

家財
プラン

家財の保険 お忘れではないですか？

ご自宅内の家財はもちろん、携行品など自宅外にある家財の事故や、仮住まいの費用など幅広く補償します。

ご自宅内の家財の事故

ご自宅内にある家財に、火災、盗難、破損、落雷、水ぬれなどの偶然な事故が生じた場合の損害を補償します。



火災で家財が焼失した
(消防活動による水ぬれも補償)



水道管が破裂して家財が
水びたしになった



泥棒に入られて現金や
通帳を盗まれた



掃除中に誤って花瓶を
割ってしまった

地震保険

あわせてご契約ください



地震、噴火、津波による
倒壊、火災など

携行品等の事故

携行品などの持ち出し家財や、ご自宅以外にある家財に破損、盗難などの偶然な事故が生じた場合の損害を補償します。



ビデオカメラを誤って
落としてこわした



路上でひったくりにあい、
現金などを盗まれた



ラケットを誤って
折った



一人暮らしをしている大学生
の子供が空巣にあった

仮住まいの費用

火災などの事故によりお住まいが使用不能となった場合、仮住まいの賃借費用・宿泊費用等を補償します。



保険金のお支払い

保険金額を限度に、家財の修理費*（修理不可能時は、同等家財の新品購入費相当額）をお支払いします。

*同等家財の新品購入時の状態への復旧に要する修理費をいいます。

（事故の種類、内容によっては限度額、自己負担額があります。くわしくは裏面をご参照ください。）

「ホームピカイチ」ご契約のうれしい特典

24時間365日の救急サービス

暮らしのQQ隊

トラブル時に役立つあしんサービスです

■カギあけQQサービス
カギの紛失で自宅に入れない場合などに対応する専門の業者を手配し、専門の業者が直接カギ開けを行います。

■水まわりQQサービス
給排水管・トイレの故障などの水まわりトラブル時に対応する専門の業者を手配し、専門の業者が直接応急修理を行います。

*上記サービスは、一部地域（離島など）ではご提供できない場合があります。

30分程度の
応急修理等に
要する作業料金・
出張料金は
無料です！
※部品代はお客さまの
ご負担となります。

健康で快適な生活を応援します。

生活サポートサービス

ご相談無料

サービスメニューの一例

■健康・医療・介護

- 健康・医療・おくり相談
- 医療機関総合情報提供
- 介護相談
- 介護サービスに関する情報提供

■暮らしの相談

〈事業・争訟・当社保険関連案件を除く〉

- 本サービスメニューの詳細については、「生活サポートサービス」のチラシをご覧ください。
- 本サービスのご利用時間・専用ダイヤル（無料）は、ご契約後にお届けする保険証券同封のご案内チラシをご覧ください。
- 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■健康診断サポート

- 各種人間ドック機関・PET検査機関紹介（一部割引有）
- ヘルスチェックサービス（割引有）
在宅血液検診等紹介

■情報提供・紹介サービス

*ご利用時には、専用ダイヤルにご連絡の上、「ホームピカイチ」にご加入の旨をお話いただき、お名前、証券番号をお知らせください。
※保険商品の内容に関してご不明な点等ございましたら、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険料

保険期間：1年間

[平成19年10月1日以降保険始期契約用]

お住まいの構造	保険金額	お支払い方法	ホームビカイチの保険料(円)	
			専有面積30㎡以上の場合の保険料 (専有面積30㎡未満の場合は取扱代理店までお問い合わせください。)	
鉄骨造などの 耐火構造	300万円	月払	980	+
		一時払	11,160	+
	600万円	月払	1,170	+
		一時払	13,370	+
	1,000万円	月払	1,610	+
		一時払	18,360	+
木造などの 非耐火構造	300万円	月払	1,420	+
		一時払	16,220	+
	600万円	月払	1,750	+
		一時払	19,970	+
	1,000万円	月払	2,490	+
		一時払	28,420	+

地震保険の保険料(円) お住まいの都道府県(下記)により異なります。										
岩手、秋田、山形、福島、栃木、群馬、茨城、石川、福井、岐阜、鳥取、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島	北海道、岡山、広島、沖縄、青森、宮城、新潟、大分、宮崎、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良	香川	茨城、山梨、愛媛	徳島、高知	埼玉、大阪	千葉、愛知、三重、和歌山	東京、神奈川、静岡			
70	90	90	120	120	140	220	220			
750	980	980	1,370	1,370	1,580	2,540	2,540			
130	170	170	240	240	280	440	440			
1,500	1,950	1,950	2,730	2,730	3,150	5,070	5,070			
220	280	280	400	400	460	740	740			
2,500	3,250	3,250	4,550	4,550	5,250	8,450	8,450			
130	170	210	250	280	250	400	410			
1,500	1,910	2,340	2,820	3,230	2,820	4,590	4,700			
260	330	410	490	560	490	800	820			
3,000	3,810	4,680	5,640	6,450	5,640	9,180	9,390			
440	560	680	820	940	820	1,340	1,370			
5,000	6,350	7,800	9,400	10,750	9,400	15,300	15,650			

※上記は仮すまい保険料(月払:80円、一時払:880円)を含みます。
 ※上記は持ち出し家財(支払限度額30万円)の保険料を含みます。
 ※「月払」とは口座振替12分割をいいます。

※上記は地震保険の保険金額を「ホームビカイチ」の保険金額の50%で設定した場合の保険料です。
 ※地震保険をご希望されない場合は除外することもできます。ただし、この場合には地震による倒壊等の損害だけでなく、地震による火災損害についても損害保険金をお支払いしません。(地震火災費用保険金は、お支払いの対象となる場合があります。)
 ※上記は地震保険の割引を適用しない場合の保険料です。

保険金等をお支払いする場合		お支払いする保険金等の額			
損害保険金	保険証券記載の建物内(敷地内)に収容される家財に①～⑧の事故による損害があった場合 ①火災、消防活動による水ぬれ、破裂・爆発、落雷 ②風災、ひょう災、雪災 ③建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ④騒じょう音による破壊 ※水ぬれ(給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故によるもの。給排水設備自体に生じた損害は除きます。) ⑤盗難(盗難による家財の盗取・き損・汚損) ⑥水害(再調査価額の30%以上の損害または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水の場合) ⑦上記①～⑥以外の偶然な事故(破損・汚損等) ⑧別宅家財(注1)別宅の家財に①～⑧の事故があった場合	●損害の額(注2)(保険金額が限度(⑧は50万円が限度)) ※②、⑧の損害は自己負担額3,000円 ※保険証券に明記した貴金属・宝石、美術品等の盗難 1個または1組につき100万円が限度(明記されない場合30万円が限度) ※通貨等の盗難は20万円が限度、預貯金通帳・キャッシュカードの盗難は200万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度、乗車券等(定期券・回数券・乗車船券・航空券等)の盗難は5万円が限度(いずれも1回の事故につき1構内[敷地内]ごとの限度額)	費用保険金等	●ドアロック交換費用:日本国内において建物のドアのかぎが盗難された場合 ●水道管修理費用:凍結によって専用水道管が損壊した場合 ●仮すまい費用:損害が支払われるべき①～⑧の事故により建物を使用不能となった場合、電気・ガス・水道が12時間以上不通となった場合、または災害・犯罪等により立入禁止、避難指示があった場合に、代替建物を賃借したとき ●損害防止費用:事故発生時、その損害を防止、軽減するために必要または有益な所定の費用を支出した場合(消火薬剤の再取得費用等) ●臨時費用(注4):①～⑧の事故(通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難を除く)により損害保険金が支払われる場合 ●残存物取片づけ費用:①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけを行ったとき(通貨等・預貯金証書・乗車券等の盗難を除きます。) ●火災見舞費用:①の事故(除く落雷)により他人の所有物全滅・き損・汚損させた場合 ●地震火災費用:地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で家財が全壊または収容建物が半壊以上となった場合 ●修理付帯費用:①～⑧の事故により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり保険会社の承認を得る必要かつ有益な所定の費用を支出した場合 ●特別費用:①～⑧の事故により損害保険金が支払われ、保険契約が終了した場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失	●損害の額(注3)(200万円または家財の保険金額の20%のいずれか低い額が限度) ※②、⑧の損害は自己負担額3,000円(⑧は50万円または家財の保険金額の20%のいずれか低い額が限度) ※通貨等の盗難は10万円が限度、預貯金証書、キャッシュカードの盗難は100万円または家財の保険金額の20%のいずれか低い額が限度、乗車券等の盗難は5万円が限度(いずれも1回の事故につき) ●損害の額(注3)(同一契約年度を通じ30万円が限度) ※②、⑧の損害は自己負担額3,000円 ※通貨等の盗難は10万円が限度、預貯金証書、キャッシュカードの盗難は30万円が限度、乗車券等の盗難は5万円が限度(いずれも1回の事故につき) ●錠の交換費用の実費(1回の事故につき3万円が限度) ●実費(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに10万円が限度) ●代替建物の賃借費用および移転費用の実費(1回の事由につき仮すまいを要する人数×10,000円×仮すまいの日数または100万円(別宅は20万円)のいずれか低い額が限度) ●実費
	⑩持ち出し家財 建物が所在する敷地の外に持ち出し家財に①～⑧の事故があった場合	●損害の額(注3)(同一契約年度を通じ30万円が限度) ※②、⑧の損害は自己負担額3,000円 ※通貨等の盗難は10万円が限度、預貯金証書、キャッシュカードの盗難は30万円が限度、乗車券等の盗難は5万円が限度(いずれも1回の事故につき)		●損害保険金×30%(専用住宅:100万円が限度、併用住宅:500万円が限度。損害保険金が⑨(別宅家財)の場合は、専用住宅20万円、併用住宅100万円がそれぞれ限度。いずれも1回の事故につき1構内[敷地内]ごとの限度額です。) ●実費(損害保険金×10%が限度)	
地震保険	●被災世帯または法人数×50万円(1回の事故につき1構内[敷地内]×20% (別宅は4%)が限度) ●保険金額×5%(別宅は1%) (1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに300万円(別宅は60万円)が限度) ●実費(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに保険金額×10% (別宅は2%)または100万円(別宅は20万円)のいずれか低い額が限度) ●損害保険金×10%(1回の事故につき1構内[敷地内]ごとに200万円が限度) ●全損:地震保険の保険金額×100% 半損:地震保険の保険金額×50% 一部損:地震保険の保険金額×5%				

★上記は汎用の引受けによる補償内容です。特に引受けによる補償内容を変更された場合には、その内容に従います。
 (注1)「別宅」とは保険証券記載の建物内(敷地内)の外(日本国内に限ります。)にある被保険者または被保険者と生計を共にする親族が居住する建物(別宅)の敷地内に収容されている家財をいいます。
 (注2)再調査価額を基準に算出します。ただし、貴金属・宝石、美術品等の損害の額は時価によるものとし、保険証券に明記されないものについては、損害の額が30万円を超える場合、損害の額を30万円とみなします。
 (注3)再調査価額を基準に算出します。ただし、貴金属・宝石、美術品等の損害の額は時価によるものとし、損害の額が30万円を超える場合、損害の額を30万円とみなします。
 (注4)「臨時費用」は地震保険限定担保特約(盗難・水災・破損等不担保)をセットされる場合、⑥～⑧の事故による場合は補償されません。

ご契約にあたっての注意事項

★貴金属・宝石、美術品等の取扱い
 1点または1組30万円を超える貴金属・宝石、美術品等に保険をつける場合はご契約の際に申告していただくことが必要です(明記物件)。明記されない場合30万円までのお支払いとなります。

★ご契約後にお知らせいただくこと
 ご契約後、次の場合には、事前に取扱代理店または当社にご連絡ください。
 ご連絡のない場合は、保険金支払いの場があります。
 ・ご契約者の住所、通知先を変更される場合
 ・建物の増改築や一部取壊しなどにより建物の構造を変更される場合 等

★保険会社破綻時等の取扱い
 ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
 ・補償対象となる場合には保険金や解約返戻金等は80%まで補償されます。

★ご契約に関する個人情報
 当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。
 ※このちらしは「ホームビカイチ(ホームライフ総合保険)家財プラン」の取扱いに関するものです。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。
 ※取扱代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店にお申込みいただいた有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものと見なされます。
 ※ご契約時に保険料をお支払の際は当社所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。1か月経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

★税金上の取扱い
 平成18年度税制改正により、損害保険料控除制度は平成18年12月31日をもって廃止され、平成19年1月1日から地震保険料控除制度が創設されました(注)。個人契約の場合、お支払いいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。なお新制度適用時期は所得税が平成19年、住民税が平成20年度からとなります(平成21年1月現在)。
 (注)平成19年1月1日以降始期のご契約および平成18年12月31日以前始期契約かつ平成19年1月以降に保険料をお支払いいただくご契約が対象となります。

★クーリングオフ(お申込みの撤回等)について
 保険期間が1年を超える長期契約については、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、クーリングオフに関するご説明書類をご覧ください。

保険金等をお支払いしない主な場合

○ご契約者や被保険者の故意、重過失または法令違反
 ○戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
 ○核燃料物質、放射能汚染 *公権力の行使
 *詐欺・横領 ○被保険者と生計を共にする親族の故意
 *土地の沈下等 ○置き忘れ・紛失
 *保険の対象のすり傷、掻き傷、塗料のはがれ、落書き等(機能に支障がない損害)
 *風、雨、ひょう、砂じんの吹き込みや雨漏りなどによる損害
 *電球、プラウン管等の電球類のみに生じた損害
 *楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化
 *保険の対象の自然の消耗、劣化、さび、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食い等
 *保険の対象の瑕疵(かし) *電氣的・機械的故障(故障)等
 (*は火災、破裂・爆発が発生し、保険の対象に損害が生じた場合は保険金をお支払いします)

①次の家財または身の回り品の損害は補償されません。
 有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、船舶、自動車・バイク(総排気量125cc以下の原動機付自転車を除く)、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物植、設計書、プログラム・データ等
 ②次に掲げる物および類する物については、持ち出し中の損害は補償されません。
 上記①に掲げる物に加え以下の物
 総排気量125cc以下の原動機付自転車、自転車、移動体通信端末機器(携帯電話、PHS、ポケベル等)、携帯電子事務機器(ラップトップ・ノート型パソコン・ワープロ、携帯端末、電子手帳等)、ハンズフリー、パワライダ、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型等

万一、事故が発生した場合は たち取扱代理店または当社へご連絡ください。保険金請求の手続きにつきましては、当社から詳しくご案内いたします。なお、事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

当社について、もっとお知りになりたい時は! <http://www.ms-ins.com> 三井住友海上のホームページ

※ご契約者さま向けサービスお客さま Web サービスはこちらから